

共同利用研究航海のデータ・サンプルの取扱

平成30年 3月30日

改正 令和 5年 3月16日

1. 共同利用研究航海のデータ・サンプル取扱の目標

共同利用研究航海で取得したデータ・サンプルについては以下の通り取り扱うことを目標とします。

- ・ データ・サンプルを適切に保管し、散逸を防止します。
- ・ データ・サンプルに関するメタデータを一元的に公開します。
- ・ 取得者の権利を守りつつ、データ・サンプルを適切に公開し、二次利用を促進して有効活用を図ります。

2. データ・サンプルの帰属

共同利用研究航海で取得したデータ・サンプルは、別な取決めがある場合を除き、以下の両者の共有とします。

- ・ 大気海洋研究拠点 (JURCAOS)
- ・ 海洋研究開発機構 (JAMSTEC)

ただし、取扱について協議が必要な場合は JAMSTEC と大気海洋研究所 (AORI) とが協議して決定することとします。

3. データ・サンプルおよび関連情報の種類と取扱

取得するデータ・サンプル、および関連情報については以下の通り取り扱います。

3.1 船舶搭載機器および AORI・JAMSTEC 管理機器

3.1.1 提出

- ・ AORI または JAMSTEC が管理・運用する別紙で定める船舶毎の搭載機器、潜水船・無人探査機、各種サンプリング機器等については、取得したデータとそれらに関するメタデータは提出者 (主席研究員) が JAMSTEC に提出します。

3.1.2 保管

- ・ JAMSTEC は受領したデータをメタデータとともに保管します。

3.1.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備でき次第メタデータを JAMSTEC 航海のデータに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開し、利用申請を受け付けます。
- ・ 公開猶予期間終了後には、JAMSTEC 航海のデータに準じて JAMSTEC の運用するデ

データベース等を通じてデータを公開します。公開猶予期間は5年とします。

- ・ 主席研究員が早期公開を希望する場合は JAMSTEC に連絡します。JAMSTEC は公開猶予期間の終了を待たずに公開します。
- ・ 船舶搭載機器データのうち定常観測データに設定されたものについては、原則公開猶予期間を設定しません。ただし、定常観測データに設定されたものであっても主席研究員は研究内容に応じて、最長5年までの公開猶予期間を設定できます。
- ・ 公開時には主席研究員、JURCAOS への問い合わせ・確認等は特に行いません。
- ・ データ種・ファイルサイズ等によりダウンロードにふさわしくないものは、利用申請に基づいてオフラインで提供します。
- ・ JODC に提出するデータ項目については JAMSTEC からまとめて提出します。

3.2 研究者持ち込み機器

3.2.1 提出

- ・ 研究者が自ら持ち込んだ機器で取得したデータについては、研究者はメタデータを JAMSTEC に提出します。
- ・ データの公開を希望する場合はデータを JAMSTEC に提出します。

3.2.2 保管

- ・ JAMSTEC は受領したデータ、メタデータを保管します。

3.2.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備ができ次第メタデータを JAMSTEC 航海のデータに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開し、利用申請を受け付けます。利用申請があった場合、保管する研究者に連絡します。
- ・ 研究者は自らデータを公開する場合は URL を JAMSTEC に連絡します。
- ・ JAMSTEC は受領したデータ、連絡を受けたデータ公開サイトの URL については、JAMSTEC 航海のデータに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開します。公開猶予期間は5年とします。
- ・ 公開時には主席研究員、JURCAOS への問い合わせ・確認等は特に行いません。

3.3 岩石サンプル

3.3.1 提出

- ・ 岩石サンプルを取得した研究者は取得したサンプルのメタデータを JAMSTEC に提出します。

3.3.2 保管

- ・ JAMSTEC はメタデータを保管します。
- ・ 研究者はサンプルをメタデータとともに保管します。(二次利用あるいは研究成果の根拠の保管のため)保管期間は航海終了後10年とし、保管期間終了後に保管を見直します。

- ・ 過去にアーカイブとして JAMSTEC が受領したサンプルについては、JAMSTEC は JAMSTEC 航海のサンプルに準じて保管します。

3.3.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備ができ次第メタデータを JAMSTEC 航海のサンプルに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開し、利用申請を受け付けます。
- ・ 公開猶予期間は 5 年とします。
- ・ 利用申請を受け付けた場合は、保管している研究者に利用申請があることを連絡します。ただし、過去にアーカイブとして JAMSTEC が受領したサンプルについては、JAMSTEC 航海のサンプルに準じて提供します。

3.4 堆積物コアサンプル

3.4.1 提出

- ・ 堆積物コアサンプルを取得した研究者は取得したサンプルのメタデータを JAMSTEC に提出します。
- ・ サンプルのアーカイブ部分の JAMSTEC への提出を推奨します。アーカイブの提出(提出先は高知コア研究所)にかかる費用は提出者の負担とします。アーカイブサンプルは公開を前提とします。

3.4.2 保管

- ・ JAMSTEC はメタデータを保管します。
- ・ JAMSTEC に提出しないサンプルについては、研究者はサンプルをメタデータとともに保管します。(二次利用あるいは研究成果の根拠の保管のため)保管期間は航海終了後 10 年とし、保管期間終了後に保管を見直します。
- ・ JAMSTEC が受領したサンプルについては、JAMSTEC は JAMSTEC 航海のサンプルに準じて保管します。保管期間は航海終了後 10 年とし、保管期間終了後に保管を見直します。

3.4.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備ができ次第メタデータを JAMSTEC 航海のサンプルに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開し、利用申請を受け付けます。
- ・ アーカイブを受領したサンプルについては、JAMSTEC 航海のサンプルに準じて提供します。公開猶予期間は 5 年とします。分析等に関する支援については高知大 CMCR の全国共同利用等への応募を推奨します。
- ・ アーカイブの提出がないサンプルについては、保管している研究者に利用申請があることを連絡します。

3.5 生物サンプル(分離・抽出・増殖等を行ったものも含む)

3.5.1 提出

- ・ 生物サンプルを取得した研究者は取得したサンプルのメタデータを JAMSTEC に提出します。

3.5.2 保管

- ・ JAMSTEC はメタデータを保管します。
- ・ 研究者はサンプルをメタデータとともに保管します。(二次利用あるいは研究成果の根拠の保管のため)保管期間は航海終了後 10 年とし、保管期間終了後に保管を見直します。

3.5.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備ができ次第メタデータを JAMSTEC 航海のサンプルに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開します。
- ・ 公開猶予期間は 5 年とします。
- ・ 利用申請を受け付けた場合は、保管している研究者に利用申請があることを連絡します。

3.6 その他のサンプル

3.6.1 提出

- ・ その他のサンプル(海水、大気、降水等)を取得した研究者は取得したサンプルのメタデータを JAMSTEC に提出します。

3.6.2 保管

- ・ JAMSTEC はメタデータを保管します。
- ・ 研究者はサンプルをメタデータとともに保管します。(二次利用あるいは研究成果の根拠の保管のため)保管期間は航海終了後 10 年とし、保管期間終了後に保管を見直します。研究のため全量を消費した場合はこの限りではありません。

3.6.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備ができ次第メタデータを JAMSTEC 航海のサンプルに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開します。
- ・ 公開猶予期間は 5 年とします。
- ・ 利用申請を受け付けた場合は、保管している研究者に利用申請があることを連絡します。

3.7 クルーズレポート・サマリー

3.7.1 提出

- ・ 主席研究員は、航海で実施した課題の報告書として、クルーズレポート(英語または日本語)を作成し提出します(提出先は事務局)。クルーズレポートは航海終了時点の報告書で、公開可能な内容とします。
- ・ 主席研究員は、英語で概要を作成し、クルーズサマリーとして提出します。

- ・ クルーズレポート、クルーズサマリーはメタデータとともに航海終了後 2 ヶ月以内に提出します。

3.7.2 保管

- ・ JAMSTEC はクルーズレポート・クルーズサマリーを保管します。

3.7.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備ができ次第クルーズレポート・クルーズサマリーを JAMSTEC 航海のクルーズレポート・クルーズサマリーに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開します。
- ・ JAMSTEC は可能なものについては JODC に CSR (Cruise Summary Report) として登録します。

3.8 メタデータ

3.8.1 提出

- ・ 主席研究員は、航海の概要や実施内容について指定の形式でメタデータを航海終了後 2 ヶ月以内に提出します。

3.8.2 保管

- ・ JAMSTEC はメタデータを保管します。

3.8.3 公開

- ・ JAMSTEC は準備ができ次第メタデータのうち公開する部分を JAMSTEC 航海のメタデータに準じて JAMSTEC の運用するデータベース等を通じて公開します。

4. 知財としてのデータ・サンプルの取扱

取得したデータ・サンプルを知的財産として利用する場合、商業利用に供する場合は以下の通り取り扱います。

- ・ データ・サンプルを用いて知的財産権を取得・行使する場合、商業利用(有償か無償かを問わず)に使用する場合には、事前に帰属先(または委託を受けた機関)が連絡を受けます。連絡を受けた帰属先(または委託を受けた機関)が契約等の手続きを行います。
- ・ 共有相手先への通知または事前の承認等は不要とします。
- ・ 利益が生じた場合、契約等を行った帰属先が受け取ります。
- ・ JAMSTEC の潜水船・無人探査機・各種サンプリング機器等で取得した映像・画像については、公開・提供時のクレジット表記は JAMSTEC とします。

5. 課題情報の管理

公募課題に関する情報は以下の通り取り扱います。

- ・ 事務局から JAMSTEC に課題情報を提供します。
- ・ 課題情報としては、以下の項目を想定します。

- ✓ 採択された課題の名称、代表者、研究の範囲、共同研究者の範囲、特別な取り決め等の情報
- ✓ 様々な許可申請状況の把握(MSR、ABS、特別採捕、保護区等)
- ・ JAMSTEC は課題情報を、許可状況の確認、公開時の PI の表示、公開猶予期間内での利用者の確認、公開猶予期間内の二次利用時の許可者の確認、等の目的で使用します。

6. データ・サンプルの二次利用

- ・ メタデータシート提出時に共同研究者に含まれない研究者が公開猶予期間内にデータ・サンプルを利用する場合は二次利用として扱い、利用申請を受け付けます。
- ・ 公開猶予期間内のデータ・サンプルに対して利用申請する場合、申請者は主席研究員の承諾を取ることとします。
- ・ 公開猶予期間が終了したデータをデータベース等により公開する場合は利用申請なしにダウンロードできるようにします。
- ・ JAMSTEC が保管するサンプルについては、利用申請に基づいて JAMSTEC 航海のサンプルに準じて提供します。
- ・ JAMSTEC が保管しないデータ・サンプルについては、保管する研究者に利用申請について連絡します。

7. 成果の届け出

- ・ 一次利用、二次利用を含めて研究成果(論文、学会発表、シンポジウム、記事等)を公表した場合には、成果公表届の提出を求めます。提出先は事務局とします。
- ・ 成果公表届の書式を定めます。
- ・ 事務局は一年に一度、成果公表届の提出を促します。成果公表届は JAMSTEC のデータベース等を通じて関連する航海に紐付けて公開します。